

京都大学における学生納付金に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。</p> <p>(1) 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以下次号において「通則」という。)第6条の規定による学部<sup>1</sup>の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 13,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 通則第53条の15において準用する通則第38条の規定による法科大学院<sup>2</sup>の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条</p> <p>2</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 通則第53条の15において準用する通則第38条の規定による法科大学院又は経営管理教育部<sup>3</sup>の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</p> <p>3 (同左)</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 大学院経営管理教育部における検定料の徴収方法の特例等を定める規程(平成17年達示第82号)は、廃止する。</p>